

## あまみ地域づくり褒賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あまみ地域づくり褒賞実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、あまみ地域づくり褒賞の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 表彰の対象となりうるもの（以下「表彰候補者」という。）は、次の各号のいずれかの分野において貢献していると認められるものとする。

- (1) 教育・文化・スポーツ
- (2) 保健・医療・福祉
- (3) 環境・エネルギー
- (4) まちづくり
- (5) 地域産業

(提出する書類及び方法)

第3条 要綱第5条の規定に基づき、大島支庁管内市町村長並びに大島支庁各部長及び各事務所長（以下「推薦者」という。）が推薦するときは、別記様式1（個人の場合）又は別記様式2（団体の場合）を作成し、総務企画部長を経由して支庁長に提出するものとする。

(提出期日)

第4条 前条の書類の提出期日は、支庁長が別に定める日とする。

(表彰候補者の選考)

第5条 総務企画部長は、推薦者から推薦されたものについて、順位を付して、支庁長に報告するものとする。

- 2 前項の規定により、表彰候補者に順位を付すときは、先進性、独自性、継続・発展性、自主性、協働・連携性等を考慮するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 支庁長は、前条の規定により推薦されたもの及び自ら選定したものについて、大島支庁企画調整会議の意見を聴いて、決定するものとする。

(感謝状贈呈の手続)

第7条 大島支庁各部長及び各事務所長は、感謝の意を表するにふさわしいと認められるものに対して、別記様式3（個人の場合）又は別記様式4（団体の場合）を作成し、総務企画部長を経由して、支庁長に提出するものとする。

2 支庁長は、前項の規定により提出されたもの及び自ら選定したものについて、大島支庁企画調整会議の意見を聴いて、決定するものとする。

(起案)

第8条 要綱第3条第1号の規定による表彰状を授与するときは、総務企画課において起案するものとする。

2 要綱第3条第2号の規定による感謝状を贈呈するときは、大島支庁各部及び各事務所の担当課で起案し、総務企画課長に合議するものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月14日から施行する。

この要領は、令和元年10月18日から施行する。

## 推薦書 (個人)

推薦機関

市 町 村 名

部・事務所名

部門名			
氏名(ふりがな)		性別	
生 年 月 日	生	年 齡	才
住 所			
職 業			
推 薦 理 由			
表 彰 等 経 歴 ※功績に関係ある経歴のみ			
特 記 事 項			

※ 「特記事項」欄には、推薦理由に関するマスコミ報道等（新聞記事等を添付）がある場合に、その旨を記入してください。

## 推薦書 (団体)

推薦機関

市 町 村 名

部・事務所名

部門名	
団体名(ふりがな)	
代表者の氏名	
所在地	
事業内容	
組織沿革	
推薦理由	
表彰等経歴 ※功績に関係ある経歴のみ	
特記事項	

※ 「特記事項」欄には、推薦理由に関するマスコミ報道等（新聞記事等を添付）がある場合に、その旨を記入してください。

## 功績調書（個人）

部・事務所名 \_\_\_\_\_

氏名(ふりがな)		性別	
生 年 月 日	生	年 齡	才
住 所			
職 業			
功 績 内 容			
表 彰 等 経 歴 <small>※功績に関係ある経歴のみ</small>			
特 記 事 項			

※ 「特記事項」欄には、功績内容に関するマスコミ報道等（新聞記事等を添付）がある場合に、その旨を記入してください。

## 功績調書（団体）

部・事務所名

団体名(ふりがな)	
代表者の氏名	
所在地	
事業内容	
組織沿革	
功績内容	
表彰等経歴 ※功績に関係ある経歴のみ	
特記事項	

※ 「特記事項」欄には、功績内容に関するマスコミ報道等（新聞記事等を添付）がある場合に、その旨を記入してください。